

## 国民健康保険高額療養費の支給申請手続きを簡素化できます

町ではこれまで、該当する月ごとに高額療養費の支給申請をしていただいていたのですが、申請者の手続きの負担軽減を目的に、ご希望の世帯に対し、手続きの簡素化を実施します。支給申請は初回のみとなり、2回目以降は申請不要でご指定口座へ振込いたします。

簡素化を希望する場合は、令和7年1月以降に、高額療養費の支給申請書に同封する「簡素化申出書兼同意書」の提出が必要になります。

### ■簡素化の対象世帯

・令和7年1月以降の高額療養費申請時、手続きの簡素化に同意していただくこと

・国民健康保険税の滞納がないこと

### ■簡素化が解除となる場合

以下のいずれに該当する場合、簡素化が解除になります。その後の高額療養費については該当月ごとに申請が必要です。

・国民健康保険税の滞納が確認された場合

・世帯主の死亡または変更、被保険者の記号番号が変更された場合

・指定された金融機関の口座に高額療養費の振込ができない

くなった場合

・申請の内容に偽りその他不正があった場合

※医療機関受診から振込までには最短で約3か月かかります。審査機関を経由するため、診療内容の審査状況等によっては4か月以上かかる場合があります。

※申出書兼同意書を提出する前的高額療養費は、従来どおり窓口でのお手続きが必要です。

※振込口座の変更を希望する場合及び簡素化解除を希望する場合は、別途所定の様式でのお手続きが必要です。

※一部負担金（医療機関等の窓口でのお支払い）の未払いが確認された場合は、支給した高額療養費の返還を求めることがあります。

※高額療養費の支給後に支給額が減額になった場合、差額を返還していただくことがあります。

※傷病の原因が第三者行為（交通事故や傷害事件等）や労災の場合は、簡素化の対象とはなりません。

※年間外来合算については、計算期間内保険者を変更していない場合のみ対象となります。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

# Topics

トピックス



令和7年度

## 会計年度任用職員を募集します

令和7年度の会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは、1会計年度内（4月1日～翌3月31日）を任期として勤務していただく非常勤の職員です。

募集職種や勤務条件などの詳しい情報は、町ホームページ掲載の募集案内をご確認ください。

■募集職種【町会計年度任用職員】：一般事務、事務補助、介護認定調査員、助産師、秘書運転手など

【町教育委員会会計年度任用職員】：一般事務、図書館奉仕員、図書館司書、文化財専門員、文化財調査補助員、校務員・給食配膳員、給食調理員、運転手（亀井小スクールバス、幼稚園バス、給食配送車）、小・中学校教諭、学習指導補助教諭、さわやか相談員、特別支援教育支援員、幼稚園教諭、預かり保育補助員など

※勤務内容については、ホームページに掲載している「募集案内」に記載されている担当へお問合せください。

■任用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

■選考方法 書類選考、面接など

■申込期間 1月6日（月）～24日（金）

■申込方法 申込書（町所定の様式をホームページからダウンロード）、資格証等の写し（資格を要する職種を受ける方のみ）を郵送、またはお持ちください。

■申込先 町会計年度任用職員については、役場総務課 職員・人権政策担当、町教育委員会会計年度任用職員については、役場教育委員会事務局 総務・学校教育担当まで

■問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当

☎ 296-1214（申込方法に関する問合せのみ）



## 町立図書館の予約・リクエストサービスの受付方法の一部を変更します

鳩山町立図書館で読みたい本などが貸出中や図書館に所蔵していないときは予約（リクエスト）を受け付けておりますが、その受付方法を一部変更しました。

①貸出中の資料予約につきましては、電話でも受付できるようになりました。

②所蔵していない資料を読みたい場合は、電話や電子申

請のリクエストフォームからも受付できるようになりました。

予約・リクエストの詳細な方法につきましては図書館ホームページをご覧ください。

■問合せ 町立図書館 ☎ 296-5660



政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

## まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 → **申請不要で資格確認書をお届けします。**

新たに後期高齢者になった方 → **申請不要で資格確認書をお届けします。** ※実施7月まで

マイナ保険証での受診が困難な方（ご高齢の方・障害をお持ちの方など） → **申請いただくことで資格確認書をお届けします。**

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。 さらに詳しい情報はこちらから検索 →

政府広報 **マイナ保険証**

## 令和6年12月1日付で町職員を採用しました

町では、次のとおり、町職員の採用を行いました。

◆町民健康課（保健センター）：狩野 友美

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



## マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯（午前中のみ）とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職員通用口（正面玄関向かって右側）からお入りください。

◆1月～3月 休日臨時開庁日

■日時 1月11日（土）、2月9日（日）、3月8日（土）午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※予約があった日（予約のあった時間帯）のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。